

解説

あらた監査法人 公認会計士 鳥飼 裕一

IFRSをめぐる動向 第54回 負債と資本

(17頁)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) の月次合同会議等での討議内容に基づき、IFRS をめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、昨年から本年4月のIASBの月次会議で議論されたIFRS概念フレームワークの見直しを検討するプロジェクトのうち、資本の定義^(注)、負債と資本性金融商品の区分 (definition of equity and distinction between liabilities and equity instruments, 以下「負債と資本の区分」という) について解説したいと思います。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

(注) equity は「持分」と訳されることがありますが、負債と資本の区分の論点を扱うときは「資本」と訳されることが多いため、本稿では「資本」を使用しています。

2. 検討の経緯

IASB と FASB は、コンバージェンスを目的とした MoU プロジェクトにおいて「資本の特徴を有する金融商品」を議題として取り上げ、金融商品の発行企業における負債と資本の区分を検討してきました。しかし、2010年11月に、当時並行して進められていた他のプロジェクトに優先して取り組むため、「資本の特徴を有する金融商品」の検討は一時中断されました。その後、2012年5月にIASBはアジェンダ協議に関する審議を行い、概念フレームワークの作業に積極的に取り組むことを決定しました。本年7月に、概念フレームワークについての討議資料が公表される予定となっています。

3. 検討の出発点

IFRS 概念フレームワークでは、負債は「過去の事象の結果から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるものをいう」と定義されています。また、資本は、「企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分である」と定義されています。

一方、基準レベルでは、IAS 第32号「金融商品:表示」において、変動数量の自己株式で決済される義務は負債に表示することが要求されています (IAS32 第11項)。上記の定義からは、負債は経済的便益を有する資源が企業から流出することが条件となっていますが、自己株式

は発行企業にとって資産ではありません。したがって、変動数量の自己株式で決済される義務からは、資産の流出はないため資本となると考えられます。

また、IAS 第 32 号では、将来、現金で償還されるプッタブル金融商品について、一定の要件を満たした場合は資本に表示されます (IAS32 第 16A 項)。しかし、上記の負債の定義によれば、現金で決済される場合は資源が企業から流出しますので、プッタブル金融商品は負債に該当します。

IASB スタッフは、こうした概念フレームワークと基準の不整合に対応するために、まず以下の用語を定義しました。

資本性請求権 (equity claim)	・企業の資本(企業の資産から全ての負債を控除した残余持分)への請求権。企業の請求権は、第一的資本性請求権と第二次的資本性請求権のいずれかである。
第一的資本性請求権 (primary equity claim)	・企業の存続期間中または清算時に資本の分配を受ける権利(普通株式、他の種類株式(優先株式等)、子会社の非支配持分が含まれる。)
第二次的資本性請求権 (secondary equity claim)	・他の資本性請求権を受取る権利あるいは引渡す義務(企業自身の株式を購入する先渡契約、企業自身の株式を売買するオプションが含まれる。)

上記のように、資本性請求権は現行 IFRS における資本性金融商品と同義と考えられますが、資本性請求権を第一的資本性請求権と第二次的資本性請求権に区分することが特徴になっています。

4. 資本性請求権の測定

現在、検討されている案では、各報告日に上記の資本性請求権の測定を更新することが提案されています。また、様々な資本請求権の測定を更新することは、各分類に帰属する金額を振り替えることであり、各分類間の富の移転を示しているとしています。

資本性請求権は、以下のように測定されます。

(1) 第一的資本性請求権の測定

第一的資本性請求権の測定は、基礎となる純資産の配分によるとされています。企業が複数の資本性請求権を有している場合、それぞれの資本請求権への配分には第一的資本性請求権の保有者全てに帰属する資本総額に占めるそれぞれの請求権の優位順位が反映され

ます。すなわち、資本性請求権の内容に応じて純資産が各第一次的資本性請求権へ配分されます。

例として、非支配持分への損益の配分が挙げられます。

(2) 第二次的資本性請求権の測定

第二次的資本性請求権の測定は、決済する方法の相違によって、以下のように測定されます。

- ① 固定日において固定の総額価値を有している資本性金融商品を引渡す権利を与える第二次的資本性請求権には、償却原価で測定されます。
- ② 発行者自身の資本性金融商品または発行者自身の金融負債の価格以外の、価格、指数またはその他の変数の変動により総額が変動する第二次的資本性請求権は、公正価値で測定されます。

5. 負債と資本の区分についての2つのアプローチ

上記のように、資本性請求権の再測定を行うことを前提として、以下の2つのアプローチが検討されています。

(1) 限定的資本アプローチ

限定的資本アプローチ(narrow equity approach)は、親会社が発行した既存の資本性金融商品についての最終的な残余の分類の金融商品を資本として分類するもので、その他の金融商品はすべてを負債として分類されます。すなわち、既存の資本の最終的な残余の分類の保有者の視点から、直接、1ステップで企業を描写するものです。

このアプローチでは、資産を移転する義務を創出しない金融商品、非支配持分、最終的な残余の分類の金融商品についての先物契約及びオプションは金融負債として分類され、その利息及び全ての利得及び損失は、純損益で認識されます。

(2) 純粋キャッシュ・アプローチ

純粋キャッシュ・アプローチ(pure cash approach)は、経済的資源を引渡す義務のみを負債に分類し、全ての資本性請求権を資本に分類するものです。そして、全ての資本性請求権は再測定されるか、資本を再配分することによって測定が更新されます。

限定的資本アプローチとは異なり、純粋キャッシュ・アプローチは2ステップで企業を描写しています。第1のステップでは、全ての資本提供者の視点から企業全体を描写します。これは、資源(例えば現金)、資源を引渡す義務、そのような資源と義務の変動を識別することによって行われます。第2ステップでは、資本性請求権の優先順位を識別することによって、各資本性請求権の保有者の視点から企業が描写されます。

言い換えれば、第1ステップでは、資本提供者以外の請求権は負債として分類され、その利息及び全ての利得及び損失は純損益で認識されます。第2ステップでは、最終的残余についての資本請求権以外にそれぞれの持分に対応する純資産を配分することによって、様々な資本請求権の分類間の富の移転を持分変動計算書で認識することになります。

(3) 資本性請求権の分類と2つのアプローチの関係

上記の資本性請求権との関係では、限定的資本アプローチは、第一次的資本性請求権のうち資本の最終残余に対する持分のみを資本に分類し、それ以外の資本性請求権を金融負債に分類します。これに対し、純粋キャッシュ・アプローチは、第一次的資本性請求権と第二次的資本性請求権の双方を資本に分類します。限定的資本アプローチと純粋キャッシュ・アプローチにおいて資本性金融商品の負債と資本の分類は以下の図表のように示すことができます。

資本性請求権の分類	限定的資本アプローチ	純粋キャッシュ・アプローチ
第一次的資本性請求権	資本(最終残余に対する持分)	資本
第二次的資本性請求権	金融負債	

上記に示したように、限定的資本アプローチは資本を限定的に捉えるのに対し、純粋キャッシュ・アプローチは資本を幅広く捉えています。

6. 負債と資本区分についての設例

IASB の4月の月次会議で使用されたスタッフペーパー10E(b)では、上記の2つのアプローチに加え、IAS32 アプローチによる設例が示されています。以下では、「設例A: 自己株式の先物の売建—通貨として使用された株式」を紹介いたします。

設例Aでは、企業Aは、20X1年1月1日に CU1,000 を借入れ、それと交換に 20X2年12月31日に、CU1,000の元本と利息(市場金利10%)からなる総額 CU1,210の株式を発行しなければならないとされています。

なお、設例Aでは20X1年12月31日の包括利益計算書に1,000の法律費用が計上されていますが、スタッフペーパー10E(b)では特に説明されていません。設例をみる限り、借入により支払ったか、借入と交換でサービスの提供を受けたことが考えられます。

(1) IAS32 アプローチ, 限定的資本アプローチ

20X2年12月31日に CU1,210の総額の公正価値に相当する株式を発行しなければならないため、当該義務は変動数量の自己株式で決済されます。IAS第32号では、変動数量の自己株式で決済される義務は負債となります。また、限定的資本アプローチでは、最終的な残余の分

類の金融商品以外の金融商品は負債となります。したがって、財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書では以下のように会計処理されます。

財政状態計算書

	20X1年1月1日	20X1年12月31日	20X2年12月31日
負債	(1,000)	(1,100)	0
純資産	(1,000)	(1,100)	0
株式資本	0	0	1,210
利益剰余金	(1,000)	(1,100)	(1,210)
	(1,000)	(1,100)	0

包括利益計算書

	20X1年12月31日	20X2年12月31日
法律費用	(1,000)	0
利息費用	(100)	(110)
損失	(1,100)	(110)

持分変動計算書

	株式資本	利益剰余金	現在株主合計
20X1年1月1日期首	0	0	0
20X1年度損失	0	(1,100)	(1,100)
20X1年12月31日		(1,100)	(1,100)
20X2年度損失	0	(110)	(110)

新株式発行	1,210	0	1,210
<hr/>			
20X2年12月31日	1,210	(1,210)	0
<hr/>			

(2) 純粋キャッシュ・アプローチ

純粋キャッシュ・アプローチでは、自己株式で決済される義務は、資本として処理されます。したがって、財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書では以下のように会計処理されます。

財政状態計算書

	20X1年1月1日	20X1年12月31日	20X2年12月31日
負債	0	0	0
<hr/>			
純資産	0	0	0
<hr/>			
株式資本	0	0	1,210
利益剰余金	(1,000)	(1,100)	(1,210)
将来株主	1,000	1,100	0
<hr/>			
	0	0	0
<hr/>			

包括利益計算書

	20X1年12月31日	20X2年12月31日
法律費用	(1,000)	0
利息費用	0	0
<hr/>		
損失	(1,000)	0
<hr/>		

持分変動計算書

	株式資本	利益剰余金	現在株主合計	将来株主	合計
20X1年1月1日期首	0	0	0	0	0
20X1年度損失	0	(1,000)	(1,000)	0	(1,000)
富の移転	0	(100)	(100)	100	0
<hr/>					
純資産の変動	0	(1,100)	(1,100)	100	(1,000)
新株発行義務	0	0	0	1,000	1,000
<hr/>					
20X1年12月31日	0	(1,100)	(1,100)	1,100	0
20X2年度損失	0	0	0	0	0
富の移転	0	(110)	(110)	110	0
<hr/>					
純資産の変動	0	(110)	(110)	110	0
新株式発行	1,210	0	1,210	(1,210)	0
<hr/>					
20X2年12月31日	1,210	(1,210)	0	0	0
<hr/>					

7. おわりに

IASB スタッフは、スタッフペーパー10E(a)において、IASB に対し純粋キャッシュ・アプローチを推奨しています。4月の月次会議では、どのアプローチをとるかは明確にはされませんでした。特にスタッフの提案に対して、反対意見も出されませんでした。数名のボードメンバーからは、債務性のある配当が付された優先株式などについての実務適用について質問がありました。このような基準レベルの問題は概念フレームワークでは扱えないものの、実務を出発点にこの論点を検討することとなりました。今後、討議資料が公表される予定ですが、この2つのアプローチを軸に議論が展開されると考えられます。